

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月5日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第4号

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例（平成26年小田原市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定介護予防支援等」を「指定介護予防支援」に改め、「基準」の次に「並びにこれらのうち基準該当介護予防支援の事業が満たすべき基準」を加える。

第4条の見出し中「基準」の次に「等」を加え、同条中「基準」の次に「並びにこれらのうち法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業が満たすべき条例で定める基準」を加え、「及び第7条」を「から第7条まで」に改める。

第5条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条中「指定介護予防支援等」を「指定介護予防支援」に改め、「基準」の次に「並びにこれらのうち基準該当介護予防支援の事業が満たすべき基準」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。